

数は力！ あなたのまわりの業者の方を民商にご紹介下さい！

発行：2015年2月23日(月)

No. 126

名古屋北部民商ニュース

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

確定申告学習会を開催！

2月10日(火)午後7時より、民商事務所3階にて確定申告学習会を開催しました。事務局を含めた計17名が参加。申告用紙の大判を使って、松原事務局長が申告方法を解説。参加者達は説明に対して熱心に耳を傾けました。その後は、事例を用いて実際に申告用紙に数字を記入。会員同士が教え合いながら、申告書を完成させました。また、近年注目されている「ふるさと納税」をした場合の計算にもトライ。所得税控除と税額控除、ふたつのパターンによって納付額が違ってくことを押さえました。学習会の中では、復興税にも話題が及びました。今年の申告書は復興税の欄が黄色で塗りつぶされていることや、法人は前倒しで復興税が廃止されたことも学びました。学習会の最後では、税対部長の伊神副会長より「これで皆さんも相談員として認定されましたので、申告相談会に向けて力を合わせて頑張りましょう」とエールが送られました。

名古屋北部民商では、2月21日(土)より各支部において申告相談会を行います(日程・会場は別途チラシをご覧ください)。3・13重税反対全国統一行動において、自分で書いた申告書を民商の仲間と共に税務署へ提出できるよう、是非ご参加下さい。



「滞納で困っている・・・」

民商に相談して納税緩和措置の活用を！

税金や社会保険料、国保や年金が払えずに差し押さえ予告を受けて困っている方、あるいはそのような業者仲間は周りにいませんか？近年、納税者の生活実態を無視して売掛金や預金を差し押さえる滞納処分が増加傾向にあります。



税金や社会保険料が払えなくなった時は、「納税緩和措置」制度を活用すれば、可能な範囲で分納をすることができ場合があります。また、「納税の猶予」申請をすれば1年以内の納税が猶予され、最大2年の延長もできます。

すでに督促状が送られて来てしまった人でも、4月1日以降に納期限が到来する税からに限りませんが、「換価の猶予」申請ができます。「換価の猶予」申請をすると、最長2年間の延滞税の2分の2が免除されます。

他にも、税金が払えなくなった場合の措置には様々なものがあります。どの制度を活用できるかはケースによって異なりますので、一人で悩まずに民商へ相談に来ることが解決への近道です。(全国商工新聞 第3156号 3面参考)

春の運動推進ニュース mini

名古屋北部民商では、現在会員と商工新聞読者の拡大に力を注いでいます。2月16日現在で、会員8名増、商工新聞読者15部増という成果を得ました。



拡大の取り組みとして実施した新聞折り込みでは早速「チラシを見て電話しました」と反応が。また、15日(日)に行った拡大統一行動では、県連から太田会長を始め5名が応援に来て下さったこともあり、およそ30名の会員を訪問・対話することができました。

～春の運動カンパにご協力下さい～

民商を強く大きくするための
春の運動募金にご協力下さい！



一口 1,000円

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月15日集金
月末100%集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。